

北九州市エコタウンセンター条例

平成 13 年 6 月 18 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 廃棄物等の再資源化、再使用、適正な処分及び発生の抑制(以下「廃棄物等の再資源化等」という。)に関する学習及び交流の場を提供するとともに、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援し、もって循環型社会の形成に資するため、北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)を北九州市若松区向洋町 10 番地の 20 に設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物等の再資源化等に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (2) 環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援する事業
- (3) 廃棄物等の再資源化等に関する理解を深める事業
- (4) 廃棄物等の再資源化等に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第 3 条 別表に掲げるセンターの施設及び設備(以下「センターの施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用料)

第 5 条 市は、センターの施設等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用料の減免等)

第 6 条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第 7 条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第 8 条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を

指定管理者に行わせることができる。

(平 17 条例 55・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第 9 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いセンターの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認められたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 55・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 10 条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第 2 条各号に掲げるセンターの事業(市長が別に定める業務を除く。)の実施に関すること。

(2) センターの維持管理に関すること。

(3) センターの施設等(規則で定めるセンターの施設等を除く。)の使用の許可に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平 17 条例 55・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(平 17 条例 55・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第 12 条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、センターの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はセンターの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平 17 条例 55・追加)

(委任)

第 13 条 この条例に規定するもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 条例 55・旧第 9 条繰下)

(罰則)

第 14 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

(平 17 条例 55・旧第 10 条繰下)

付 則

この条例は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

付 則(平成 15 年 6 月 19 日条例第 35 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 4 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 15 年 12 月 18 日条例第 67 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 5 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 17 年 10 月 6 日条例第 55 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市エコタウンセンターの管理については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき北九州市エコタウンセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(平15条例35・平15条例67・一部改正)

	区分	使用料
施設	事務室	1平方メートルにつき月額2,000円
	セミナールームA	1時間又はその端数ごとに2,600円
	セミナールームB	1時間又はその端数ごとに1,300円
	セミナールームC	1時間又はその端数ごとに1,300円
	セミナールームD	1時間又はその端数ごとに1,600円
	セミナールームE	1時間又はその端数ごとに1,600円
	実験室	1時間又はその端数ごとに1,000円
	実験槽	1区画につき月額60,000円
	休憩室	1時間又はその端数ごとに180円
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに1,500円以下の範囲内で規則で定める額
	音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額
	廃水処理設備	1日につき1,800円

備考

- 1 事務室及び実験槽の使用料については、使用の期間が1月に満たない場合は、1月として計算する。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 2 営利を主たる目的としない使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

北九州市エコタウンセンター条例施行規則

平成13年6月21日
規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市エコタウンセンター条例(平成13年北九州市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 北九州市エコタウンセンター(休憩室を除く。)の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。
2 北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)の休憩室の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 前日及び翌日が休館日である日 午前9時から午後5時まで
- (2) 前日が休館日である日(前号に掲げる日を除く。) 午前9時から午後12時まで
- (3) 翌日が休館日である日(第1号に掲げる日を除く。) 午前0時から午後5時まで
- (4) 前3号に掲げる日以外の日 午前0時から午後12時まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用申請の受付)

第4条 条例第3条第1項の許可の申請は、使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長(指定管理者に使用の許可を行わせるセンターの施設等に係る申請にあっては、指定管理者)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17規則86・一部改正)

(設備の使用料)

第5条 センターの設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の返還)

第6条 条例第7条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者(条例第3条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 使用日(条例第3条第1項の許可を受けた使用の日をいう。)の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の5割に相当する額

(平17規則86・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第8条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平17規則86・一部改正)

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を原状に回復しなければならない。条例第4条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様と

する。

(平 17 規則 86・一部改正)

(損害賠償の義務)

第 10 条 センターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 11 条 市長は、センターについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平 17 規則 86・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 12 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 17 規則 86・追加、平成 20 規則 64・一部改正)

(指定管理者に使用の許可を行わせない施設等)

第 13 条 条例第 10 条第 3 号の規則で定めるセンターの施設等は、事務室、実験室、実験槽及び廃水処理設備とする。

(平 17 規則 86・追加)

(指定管理者の事業報告)

第 14 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するセンターの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 86・追加)

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平 17 規則 86・旧第 11 条繰下)

付 則

この規則は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

付 則(平成 17 年 10 月 6 日規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年 10 月 27 日規則第 64 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

設備		使用料の額
映像設備	液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,500 円
	スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 200 円
	ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
音響施設	ワイヤレスマイク(ハンド型)	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
	拡声装置	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円

○北九州市響灘ビオトープ条例

平成24年10月4日

条例第40号

改正 平成25年10月15日条例第33号

(設置)

第1条 北九州市若松区響町二丁目の一般廃棄物の最終処分場の跡地につくり出された貴重な自然環境を保全するとともに、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供し、もって自然と共生する社会の実現に資するため、北九州市響灘ビオトープ(以下「ビオトープ」という。)を同区響町一丁目126番1及び響町二丁目に設置する。

(事業)

第2条 ビオトープは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ビオトープの自然環境の保全に関する事業
- (2) 自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 自然環境の保全に関する理解を深める事業
- (4) 自然環境の保全に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(行為の制限)

第3条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (2) 動物を捕獲すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(行為の禁止)

第4条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)並びに竹木及び植物を故意に持ち込むこと。
- (2) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (3) ビオトープの施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 花火等の火気を使用すること。

(5) ごみその他の汚物を捨てること。

(6) 動物を殺傷すること。

(平25条例33・一部改正)

(利用の制限及び禁止)

第5条 市長は、ビオトープの維持管理上必要があるときは、ビオトープの利用を制限し、又は禁止することができる。

(平25条例33・一部改正)

(利用の許可)

第6条 別表に掲げるビオトープの施設及び設備(以下「ビオトープの施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ビオトープの設置の目的に反するとき。

(3) ビオトープの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ビオトープの管理上支障があると認められるとき。

(平25条例33・一部改正)

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為若しくは利用の中止若しくはビオトープからの退去を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(平25条例33・一部改正)

(利用料金)

第8条 ビオトープの施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平25条例33・全改)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平25条例33・全改)

(利用料金の不返還)

第10条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平25条例33・一部改正)

(指定管理者)

第10条の2 市長は、ビオトープの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(平25条例33・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第10条の3 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にビオトープの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いビオトープの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平25条例33・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条の4 指定管理者が行うビオトープの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げるビオトープの事業の実施に関すること。
- (2) ビオトープの維持管理に関すること。
- (3) ビオトープの施設等の利用の許可に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平25条例33・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条の5 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いビオトープの管理を行わなければならない。

(平25条例33・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第10条の6 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ビオトープの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はビオトープの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平25条例33・追加)

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、ビオトープの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(平25条例33・一部改正)

付 則

この条例は、平成24年10月6日から施行する。

付 則(平成25年10月15日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第8条、第9条及び第10条(見出しを含む。)の改正規定、第12条第2項を削る改正規定並びに別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた改正後の北九州市響灘ビオトープ条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、
 なお従前の例による。

別表(第6条、第8条関係)

(平25条例33・一部改正)

区分		金額				
施設	ビオトープ園	入 園 料	区分	一般	小・中学校の児童 及び生徒	
			個人	1人1回	円	円
					100	50
	団体(30人以上)		80	40		
	講義室	1時間又はその端数ごとに1,600円				
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに1,500円以下の範囲内で規則で定める額				
	音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額				

備考 講義室の金額については、営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の
 額の20割に相当する額とする。

○北九州市響灘ビオトープ条例施行規則

平成24年10月4日

規則第78号

改正 平成25年10月15日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市響灘ビオトープ条例(平成24年北九州市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 北九州市響灘ビオトープ(以下「ビオトープ」という。)の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、ビオトープ園への入園は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 ビオトープの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用申請の受付)

第4条 条例第6条第1項の許可の申請は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平25規則52・一部改正)

(設備の利用料金)

第5条 条例別表の設備の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平25規則52・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第6条 市長は、条例第8条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平25規則52・全改)

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 条例第3条又は第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可

に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平25規則52・一部改正)

(設備の変更禁止)

第8条 利用者は、ビオトープに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平25規則52・一部改正)

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、ビオトープの利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなければならない。条例第7条第1項の規定により行為の許可を取り消され、若しくは行為若しくは利用の中止若しくはビオトープからの退去を命じられたとき、又は同条第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平25規則52・一部改正)

(損害賠償の義務)

第10条 ビオトープに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第11条 市長は、ビオトープについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平25規則52・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第12条 条例第10条の3第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平25規則52・追加)

(指定管理者の指定の告示)

第13条 市長は、ビオトープについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平25規則52・追加)

(指定管理者の事業報告)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するビオトープの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平25規則52・追加)

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平25規則52・旧第11条繰下)

付 則

この規則は、平成24年10月6日から施行する。

付 則(平成25年10月15日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条(見出しを含む。)、第5条の見出し、第6条、第7条、第8条、第9条及び別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(平25規則52・一部改正)

設備		金額
映像 設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに200円
	DVDレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
音響 設備	ワイヤレスマイク	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円

北九州市環境ミュージアム条例

(平成14年3月28日条例第24号)

改正 平成17年10月6日条例第56号

平成24年10月4日条例第39号

(設置)

第1条 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに環境の保全に関する学習及び交流の場を提供することにより、市民の環境の保全のための活動を促進し、もって環境の保全に資するため、北九州市環境ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を北九州市八幡東区東田二丁目2番6号に設置する。

(事業)

第2条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示する事業
- (2) 環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 環境の保全に関する啓発事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用の許可)

第3条 別表に掲げるミュージアムの施設、設備及び体験型環境学習事業(以下「ミュージアムの施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ミュージアムの設置の目的に反するとき。
- (3) 別表に掲げるミュージアムの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。

(平17条例56・平24条例39・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(平17条例56・一部改正)

(利用料金)

第5条 ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平17条例56・全改)

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平17条例56・一部改正)

(利用料金の不返還)

第7条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例56・一部改正)

(指定管理者)

第8条 市長は、ミュージアムの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせる。

(平17条例56・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にミュージアムの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いミュージアムの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例56・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うミュージアムの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げるミュージアムの事業の実施に関すること。

(2) ミュージアムの維持管理に関すること。

(3) ミュージアムの施設等の利用の許可に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例56・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いミュージアムの管理を行わなければならない。

(平17条例56・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ミュージアムの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はミュージアムの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例56・追加)

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例56・旧第9条繰下)

付 則

この条例は、平成14年4月6日から施行する。

付 則(平成17年10月6日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条(見出しを含む。)、第4条(見出しを含む。)、第5条、第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)の改正規定、第10条を削る改正規定並びに別表の改正規定(「別表(第5条関係)」を「別表(第3条、第5条関係)」に改める部分を除く。)は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市環境ミュージアムの管理については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき北九州市環境ミュージアムの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成24年10月4日条例第39号)

この条例は、平成24年10月5日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

(平17条例56・平24条例39・一部改正)

区分		金額				備考		
施設	展示室	観覧料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	市長が環境の保全に関する啓発を行うために特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で観覧させるものとする。	
			個人	1人	1回	円		円
						100		50
	団体 (30人以上)			80	40			
	多目的ホール	全部を利用する場合		1時間又はその端数ごとに1,210円		営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。		
2分の1を使用する場合		1時間又はその端数ごとに600円						
	実習室	1時間又はその端数ごとに490円						
	ドームシアター	1時間又はその端数ごとに920円						
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに12,500円以下の範囲内で規則で定める額						
	音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額						
体験型環境学習事業		一般	1人1回	2,000円	1	市内の高等学校の生徒以下の者が教育課程に基づく教育活動として教員の引率の下に利用するときは、利用料金(当該教員に係る利用料金を含む。)を徴収しない。		
		高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員		1,000円	2		体験型環境学習事業とは、ミュージアムの施設及び設備を利用した体験活動を通じ、環境の保全に関する市民の理解を深めるための講習を行う事業をいう。	

北九州市環境ミュージアム条例施行規則

(平成 14 年 3 月 28 日規則第 33 号)
改正 平成 17 年 10 月 6 日規則第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市環境ミュージアム条例（平成 14 年北九州市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第 2 条 北九州市環境ミュージアム（展示室を除く。）の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 午前 9 時から 17 時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前 9 時から 19 時まで

2 北九州市環境ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の展示室の供用時間は、午前 9 時から 17 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 月曜日

(2) 1 月 1 日

(利用申請の受付)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の許可の申請は、利用しようとする日の 3 月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(展示室の無料観覧)

第 5 条 条例別表の施設の展示室の項に規定する規則で定める日は、6 月の第 1 土曜日及びその翌日とする。

(設備の利用料金)

第 6 条 条例別表の設備の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の額の承認の告示)

第 7 条 市長は、条例第 5 条第 3 項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 8 条 利用者（条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、ミュージアムを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第 9 条 利用者は、ミュージアムに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 10 条 利用者は、ミュージアムの利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなければならない。条例第 4 条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第 11 条 ミュージアムに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 12 条 市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 13 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第 14 条 市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第 15 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するミュージアムの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 6 日から施行する。

(展示室の無料観覧の特例)

2 第 5 条の規定の適用については、平成 14 年においては同条中「6 月の第 1 土曜日及びその翌日」とあるのは、「4 月 6 日、同月 7 日、6 月の第 1 土曜日及びその翌日」とする。

付則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第4条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）、第7条、第8条（見出しを含む。）、第9条及び第10条の改正規定並びに別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）		
設備		金額
映像設備	高輝度液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに 12,500円
	携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに 1,500円
	スクリーン（大）	1台につき1時間又はその端数ごとに 400円
	スクリーン（小）	1台につき1時間又はその端数ごとに 200円
	資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに 750円
	ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに 500円
	DVD プレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに 500円
音響設備	マイクロホン	1台につき1時間又はその端数ごとに 130円
	マイクロホンスタンド(床置型)	1台につき1時間又はその端数ごとに 50円
	マイクロホンスタンド(卓上型)	1台につき1時間又はその端数ごとに 30円
	ワイヤレスマイク	1台につき1時間又はその端数ごとに 500円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに 500円

○北九州市公害健康被害認定審査会条例

昭和49年8月31日

条例第42号

改正 昭和62年12月21日条例第30号

平成2年3月30日条例第6号

平成6年10月7日条例第33号

平成26年3月31日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第45条第3項の規定に基づき、北九州市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)の組織、運営その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(昭62条例30・平26条例14・一部改正)

(組織)

第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に出席

を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(平2条例6・平6条例33・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年9月1日から施行する。

(北九州市公害被害者認定審査会条例の廃止)

2 北九州市公害被害者認定審査会条例(昭和48年北九州市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)第3条第1項の認定の申請をしている者については、北九州市公害被害者認定審査会条例の規定に基づく北九州市公害被害者認定審査会は、従前の例によりその所掌事務を行うものとする。

4 この条例の施行後最初の審査会の会議の招集は、市長が行う。

付 則(昭和62年12月21日条例第30号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成6年10月7日条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月14日から施行する。

付 則(平成26年3月31日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則

平成24年3月29日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会(以下「審査会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第23条第1項に規定する公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査する。

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。